

藤田医科大学学生の懲戒等に関する規程細則

令和2年規程第6号

施行 令和2年4月1日

(目的)

第1条 この細則は、藤田医科大学学生の懲戒等に関する規程（以下、規程という）第2条第2項に基づき、藤田医科大学及び藤田医科大学大学院（以下、併せて本学という）に在学する学生の懲戒に係る行為の具体例（以下、行為例という）を定めることを目的とする。

(行為例)

第2条 懲戒の対象となる「本学教育の趣旨に背き、又は学生の本分に反する行為」として規程第2条第1項各号に掲げる行為の具体例を別表のとおり定める。

2. 別表に記載のない犯罪行為、違法行為又はその他の非違行為については、懲戒の対象にならないという趣旨と解してはならない。なお、その場合の処分については別表に記載の行為と同等又は同等以上と判断される場合に行うものとする。

(処分の加重又は軽減)

第3条 本学は、懲戒処分を行う場合において、次のいずれかの事由に該当するときは、処分を加重することができる。

- (1) 学生の行った行為が処分の対象となり得る異なる複数の行為に該当するとき
- (2) 学生の行った行為の態様が極めて悪質であるとき
- (3) 学生の行った行為の学内又は学外に及ぼす影響が大きいとき
- (4) 学生が過去に懲戒処分を受けたことがあるとき
- (5) 事実の隠匿、証拠の隠滅、虚偽の報告など事態の解明を遅滞させ、又は困難にしたとき
- (6) 学生に反省が見られないとき

2. 本学は、懲戒処分を行う場合において、次のいずれかの事由に該当するときは、処分を軽減することができる。

- (1) 損害が軽微であり、再発のおそれがないと認められるとき
- (2) 学生の自らの行為が発覚する前に自主的に申し出たとき
- (3) 学生の行為を行うに至った経緯その他の情状に特に酌量すべきものがあると認められたとき

3. 本学は、起訴された犯罪の刑罰に執行猶予が付された場合は、事件の内容、本学に与える影響、被害の程度、学生の更正可能性を考慮して、処分を軽減するか否か判断するものとする。

(改正)

第4条 この細則の改正は、全学教学運営委員会の審議を経て、学長の決定による。

2. この細則は、法令の改正、社会環境又は経済事情の変動その他の事情に伴い、改正することがある。

附則

この細則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表 藤田医科大学学生の懲戒に係る行為の具体例

懲戒の対象となる本学教育の趣旨に背き又は学生の本分に反する行為	
行為の区分	具体的な行為の例示
講義・実習の懈怠又は妨害に該当する行為	出席日数2/3以下、講義・実習の妨害、患者その他の個人情報の不正取得・目的外利用、マルチ商法の勧誘、宗教の勧誘、患者・家族又は献血に敬意を欠く行為など
試験不正に該当する行為	替え玉受験、試験問題の不正入手、カンニング、監督者の指示不服従、これら不正行為の教唆・帮助など
研究不正に該当する行為	レポート等の盗作や剽窃を行った行為、研究費の不正使用、捏造・改ざん・盗用等の不正行為など
ハラスメントに該当する行為	飲酒・喫煙強要、デートDV、その他の強要、排斥行為（仲間外れ等）、誹謗中傷、学習の妨害、課外活動の妨害、不当な経済的負担の強制など
飲酒・喫煙に関する行為	20歳未満飲酒、20歳未満喫煙、敷地内飲酒、敷地内喫煙など
迷惑行為	不適切な画像・動画・音声等の流布、風説の流布、飲食店に対する無断キャンセル・破壊行為、緊急車両の走行妨害など

※1) 上記に記載する行為は、退学、停学又は訓告等の懲戒の対象となる行為です。

※2) 上記に記載のない犯罪行為、違法行為又はその他の非違行為を行った場合でも、記載の行為と同等又は同等以上であると判断される場合は、退学、停学又は訓告等の懲戒の対象となります。